

政務調査費問題に関する御報告とお詫び

このたび、一部の市議会議員（前議員を含む。）による「政務調査費」の不適切な支出について、マスコミ等で報道されましたことにつきまして、市民の皆さまに御心配、御迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが二度と起きないように、綱紀粛正のための議会及び議員の倫理の確立など自浄努力を行い、市民の皆様に対し信頼回復に努めることをお誓い申し上げます。

このことにつきまして、政務調査費についての監査結果報告及び市議会の対応について、今回市議会だよりの臨時号を発行して御報告いたします。

阿久根市議会議長 京 田 道 弘

[目 次]

- 1 政務調査費とは (2頁)
- 2 交付の流れ (2頁)
- 3 政務調査費にかかる議会の対応の経過 (2頁)
- 4 政務調査費に対する監査結果報告 (4頁)
- 5 政務調査費の返還状況について (8頁)
- 6 監査委員の監査結果に対する市議会の対応について (9頁)
- 7 政治倫理に関する意見 (10頁)

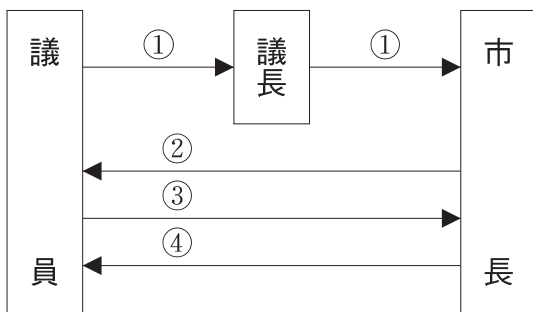
1 政務調査費とは

政務調査費は、地方自治法の規定に基づき、「阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」により平成13年度から交付しています。市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し月額10,000円を政務調査費として交付しているものです。用途基準は規則において、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他の経費に区分し、それぞれ対象となる経費を定めています。

2 交付の流れ

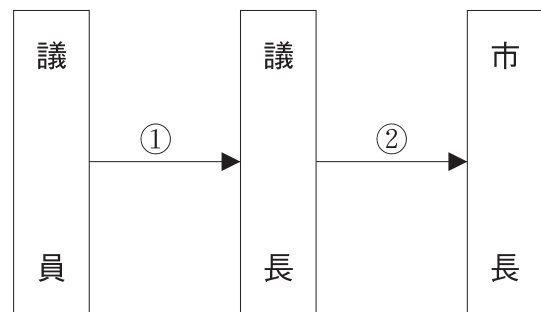
年度当初に議員から交付申請を行い、年度終了後、収支報告書（条例、規則で領収書の提出は義務づけていませんが、領収書の写しの添付をお願いしています。）を議長に提出して、交付を受けた政務調査費の総額から、支出した総額を控除して残余がある場合は、市に返還します。

○ 年度当初



- ① 交付申請（議長を經由）
- ② 交付決定通知
- ③ 交付請求
- ④ 交付

○ 翌年4月30日までに収支報告書提出



- ① 収支報告書提出
- ② 収支報告書（写しを送付）

3 政務調査費にかかる議会の対応の経過

- 1月
- ・ 的場眞一議員の平成15年度政務調査費の領収書偽造について、マスコミの報道がなされる。
 - ・ 京田議長、庵副議長、樺相議運委員長、事務局職員での的場眞一議員に対し、平成15年度政務調査費の領収書偽造について、事情聴取。
 - ・ 議会運営委員会を開催し、政務調査費についてマスコミから報道されたことに伴い、その対応についての協議。

- ・ 全員協議会を開催し、政務調査費についてマスコミから報道されたことに伴い、その対応についての協議。
 - ・ 山下孝男議員の平成15年度政務調査費の用途不明金について、マスコミの報道がなされる。
- 2月
- ・ 的場眞一議員から総務文教委員会の委員長辞任願が提出される。
 - ・ 京田議長、庵副議長、檜柑議運委員長、事務局職員で山下孝男議員に対し、平成15年度政務調査費の用途不明金について、事情聴取。
 - ・ 議会運営委員会を開催し、政務調査費について、議会運営委員会が調査可能かどうか検討。
 - ・ 京田議長、檜柑議運委員長、事務局職員で、市の顧問弁護士に政務調査費について議会としての調査の可能性等について確認。
 - ・ 議会運営委員会を開催し、政務調査費について、弁護士等の意見を踏まえ、議会運営委員会が調査をすることは行わないことと、2月7日から28日まで監査委員による随時監査が行われているので、そのことで十分目的が達成されるのではないかということを経員全員協議会に諮って了解を求めることに決定。
 - ・ 総務文教委員会を開催し、委員長に平田議員を選任。
 - ・ 全員協議会を開催し、2月9日の議会運営委員会の報告。
 - ・ 的場眞一議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出される。
 - ・ 山下孝男議員から産業厚生委員会副委員長、議会運営委員会副委員長及び委員の辞任願が提出される。
 - ・ 議会運営委員会を開催し、山下孝男副委員長の辞任の許可。副委員長に児玉賢一郎議員を選任。
 - ・ 的場眞一議員から平成15年度分の政務調査費収支報告書の修正の報告書が提出され、政務調査費の一部が返還される。
 - ・ 本会議において議会運営委員会の檜柑委員長から「政治倫理に関する意見」が述べられる。また、的場眞一議員及び山下孝男議員の議会運営委員会委員の辞任願を京田議長において許可した旨の報告がなされ、後任として平田修二議員及び木下孝行議員を選任。
 - ・ 山下孝男議員から平成15年度分の政務調査費収支報告書の修正の報告書が提出される。
- 3月
- ・ 本会議において、阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定についての議案を可決。
 - ・ 山下孝男議員から平成15年度の政務調査費の一部が返還される。
 - ・ 地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査の結果について、監査委員から京田議長に報告される。前議員の2名、現議員の3名に対し返還命令が出される。
 - ・ 監査委員から返還命令の通知を受けた5名に対し、返還命令の通知を本人又は家族に直接手渡す。
 - ・ 濱之上大成議員が返還命令金を納入。
 - ・ 谷口繁前議員が返還命令金を納入。

- ・ 築地新公女議員の平成15年度政務調査費の領収書改ざんについてマスコミの報道がなされる。
- ・ 山下孝男議員が返還命令金を納入。
- ・ 京田議長、庵副議長、樺相議運委員長、事務局職員で築地新公女議員の平成15年度政務調査費の領収書改ざんについての事情聴取。
- ・ 議会運営委員会を開催。築地新公女議員の平成15年度政務調査費の領収書の件で協議。
- ・ 築地新公女議員から総務文教委員会副委員長、議会運営委員会委員の辞任願が提出される。
- ・ 築地新公女議員から平成15年度分の政務調査費収支報告書の修正の報告書が提出される。
- ・ 西田己之助議員が返還命令金を納入。
- ・ 築地新公女議員から平成15年度の政務調査費の一部が返還される。
- ・ 総務文教委員会を開催。築地新公女副委員長の辞任の許可。副委員長に児玉賢一郎議員を選任。
- ・ 全員協議会を開催。築地新公女議員の件について報告。
- ・ 河野義夫前議員が返還命令金を納入。
- ・ 本会議において、議会運営委員会委員に若松議員を選任。

4 政務調査費に対する監査結果報告

2月7日から2月28日まで、平成13年度から平成17年度までに交付された政務調査費について随時監査が実施されました。その監査結果を全文掲載します。

阿 監 第137号

平成19年3月9日

阿久根市議会議長 京 田 道 弘 殿

阿久根市監査委員 貴 島 俊 夫

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第9項の規定により随時監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出する。

随時監査の結果に関する報告

第1 監査の範囲及び監査期間等

1 監査の範囲

平成13年度から平成17年度までに交付された阿久根市議会政務調査費を対象として監査を実施した。（対象者29名）

2 監査期間

平成19年2月7日から平成19年2月28日まで

3 監査対象課

阿久根市議会事務局

4 委員の除斥

議員である児玉賢一郎監査委員は、法第199条の2の規定により除斥とした。

第2 監査の実施

1 監査の実施

本監査は、阿久根市議会政務調査費の交付に関して領収書の偽造についての報道等にかんがみ、法第199条第5項に基づき財務に関する事務の執行について、随時監査を実施したものである。

2 監査対象の概要

阿久根市議会政務調査費の交付について

平成12年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、政務調査費の制度が創設された。

法の趣旨は、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究等の助成を制度化し、併せて、情報公開の趣旨に基づき、その用途の透明性を確保することが重要」とされている。

この改正に基づき、阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年阿久根市条例第3号。以下「条例」という。）及び阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年阿久根市規則第4号。以下「規則」という。）を定め、平成13年4月1日から施行している。

条例及び規則は、政務調査費の交付対象を市議会の議員とし、交付額を月額10,000円としている。その用途基準については、調査研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の9項目としている。交付を受けた各議員は翌年度の4月30日までに、収支報告書を議長に提出し、議長は収支報告書の写しを市長へ送付することになっている。

各年度の交付額は、以下のとおりである。

政務調査費の交付額等

(単位：円、人)

年 度	交 付 額	収支報告額	自己負担額	交付議員数	備 考
13年度(前期)	1,890,000	2,191,266	301,266	21	(4月～12月分)
13年度(後期)	660,000	715,426	55,426	22	(1月～3月分)
14年度	2,640,000	3,351,259	711,259	22	
15年度	2,640,000	3,282,581	642,581	22	
16年度	2,640,000	3,058,887	418,887	22	
17年度(前期)	1,980,000	2,207,073	227,073	22	(4月～12月分)
17年度(後期)	450,000	586,350	136,350	15	(1月～3月分)
合 計	12,900,000	15,392,842	2,492,842	延べ 146	実 29名

3 監査の方法

議会事務局から提出された関係書類により、財務に関する事務の執行について監査を実施した。

今回の随時監査では、条例及び規則の定めるところに従って、適正に執行されているかどうかを着眼点として、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しの照合、確認を行った。

なお、政務調査費として支出した経費の目的、内容が不明確なもの等については、必要に応じて交付を受けた議員等に対して面接等による聞き取りを行った。

第3 監査の結果

1 監査の結果

政務調査費の交付に係る財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていることを認めるが、一部には不適正な用途や領収書の偽造等が認められた。また、違法又は不適正とはしなかったが、社会通念上理解されにくいと判断するものがあった。

以下、次のとおりである。

(1) 不適正な用途や領収書の偽造等があったと判断されるもの

○ 平成13年度前期交付分（4月から12月まで）

資料購入費として、議員の任期満了後に図書を購入し、請求書に領収済と記載し、日付を改ざんしたもの 1件（1名）

○ 平成13年度後期交付分（1月から3月まで）

調査旅費として、当事者が所属する団体の研修へ負担金で参加し、経費の全額を政務調査費で支出したように領収書を作成させたもの 1件（1名）

○ 平成14年度交付分

ア 調査旅費として、調査研修から帰着後の食事代を支払ったもの 2件（2名）

イ 資料購入費として、同一日に同一書籍を2冊購入したもの 1件（1名）

○ 平成15年度交付分

ア 調査旅費として、当事者が所属する団体の研修へ負担金で参加し、経費の全額を政務調査費で支出したように領収書を作成させたもの 1件（1名）

イ 資料作成費として、事務機器等を購入したが領収書を紛失して、購入していない店に領収書を作成させたもの 2件（2名）

○ 平成16年度交付分

資料作成費として、購入した品名と違う品名で領収書を作成させたもの 1件（1名）

○ 平成17年度前期交付分（4月から12月まで）

ア 調査旅費として、領収書等による確認ができず、研修地・日程が不明なもの 1件（1名）

イ 資料作成費として、議員の任期満了後にコピー機を購入したもの 1件（1名）

○ 平成17年度後期交付分（1月から3月まで）

資料作成費として、パソコン付属部品を購入した領収書が添付されているが、対象外の家電を購入したもの 1件（1名）

以上の件で、政務調査費の返還措置を求める者は、用途等が不適正な政務調査費の存在が認められた者のうち、議長に提出された収支報告書に記載された政務調査費の支出の総額から用途等が不適正な支出であると認められた額を減じた額（収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、市から交付された政務調査費の額を下回ることとなる5名である。

(2) 返還措置を求める者

○ 河野 義夫 前議員

返還額 9,634円 (平成13年度前期交付分)

議員の任期満了日後の平成14年1月12日に書籍(誰にもわかる社会生活六法)9,945円を購入し、請求書を領収済とし、日付を改ざんしてある。

○ 河野 義夫 前議員

返還額 30,000円 (平成13年度後期交付分)

平成14年2月10日及び11日、商工会議所の役員・議員研修として、負担金12,000円(宿泊・懇親会費)で呼子町研修視察(玄海原子力発電所視察)が実施されたが、これを政務調査費で支出するため、バス代、宿泊及び食事代の領収書31,750円を作成させている。

○ 河野 義夫 前議員

返還額 21,114円 (平成15年度交付分)

平成15年7月3日及び4日、商工会議所の議員研修として、負担金15,000円で平戸方面への研修が実施されたが、これを政務調査費で支出するため、当該研修を請けた観光会社に領収書34,500円を作成させている。

○ 谷口 繁 前議員

返還額 1,500円 (平成14年度交付分)

平成15年3月27日から29日までの長崎県壱岐市研修の際、帰着後の食事代1,500円を支払っている。

○ 西田己之助 議員

返還額 35,000円 (平成17年度前期交付分)

議員の任期満了後の平成18年1月31日にファックス35,000円を購入している。

○ 西田己之助 議員

返還額 30,000円 (平成17年度後期交付分)

パソコン付属品を購入した領収書を添付してあったが、対象外の家電品を購入している。

○ 濱之上 大成 議員

返還額 106円 (平成14年度交付分)

同一書籍(阿久根の人物)2,000円を同一日に2冊購入している。

○ 山下 孝男 議員

返還額 11,489円 (平成17年度前期交付分)

平成17年9月30日に水産研究会調査旅費11,700円を支出しているが、領収書、行程表がなく研修の内容が確認できなかった。

(3) 監査期間中に返還した者

監査期間中に収支報告書の修正がなされ、返還措置が行われたものは下記のとおりである。

○ 的場 眞一 議員 (平成15年度交付分)

プリンター・スピーカー代 84,000円相当額 (返還額77,150円)

○ 山下 孝男 議員 (平成15年度交付分)

デジカメ・プリンター・スキャナー代126,750円相当額 (返還額120,000円)

なお、山下孝男議員に対する平成16年度交付分については、スキャナー複合機及び電子辞書購入代として、平成17年3月3日付けの(有)ひがさやまの領収書108,500円が添付されていたが、実際はノートパソコン227,500円を平成16年12月22日に購入したものであり、資料作成費として認めざるを得ない。

(4) 社会通念上理解されにくいものと判断されるが、条例及び規則に制限規定がなく、違法又は不適正とはしなかったもの

ア 海外研修及びツアーによる国内研修

議員の調査研究活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるもので、視察研修等の必要性の判断及び研修先、日程等は、議員の裁量に委ねられている。したがって、その視察研修等の目的、態様等が条例及び規則に明らかに反していなければ、不適正な支出とはいえない。

イ パソコン等事務機器を複数購入したもの

事務機器等の用途が類似しているものを複数購入することについても、条例及び規則に具体的な用途の制限規定を定めていないことから、不適正な支出とはいえない。

ウ 領収書としての要件に不備があるもの

領収書の写しに宛名、品名、日付等が記載されていない、又は領収書として適切でないものについては、議員等に確認を行い、発行先の住所、取扱品目等を勘案した結果、不適正な支出とはいえない。

2 まとめ

政務調査費は、法並びに条例及び規則に基づき、「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」として交付されるものであり、その経費は、1人当たり年間120,000円となっている。

政務調査費は、議員の調査研究活動の実態に応じ、交付の必要性及び用途の対象について十分に検討して執行すべきであったが、政務調査費制度の創設直後という段階でもあり、具体的な用途の制限規定等を定めていなかったため、今回のように市民の信頼を著しく損ねる事態を招いたと考えられる。したがって、その用途については、研修及び調査の結果報告等により透明性を確保されるとともに、議員自らが説明責任を果たすよう努めるべきである。

3 返還措置

市長におかれては、返還を求める者に対しては速やかに返還措置を講じられたい。なお、措置を講じられたときは、法第199条第12項の規定により措置結果を通知されたい。

5 政務調査費の返還状況について

監査結果報告及び報道等で指摘された方の返還状況は、次のとおりとなっております。

氏名	年度	処理方法	返還額	返還状況
的場眞一	15年度分	報道等により自主的な修正報告	77,150円	返還済
山下孝男	15年度分	報道等により自主的な修正報告	120,000円	返還済
	16年度分	監査結果による修正報告	0円	必要なし
	17年度前期分	監査結果による返還命令	11,489円	返還済

河野 義夫	13年度前期分	監査結果による返還命令	9,634円	返還済
	13年度後期分	監査結果による返還命令	30,000円	返還済
	15年度分	監査結果による返還命令	21,114円	返還済
谷口 繁	14年度分	監査結果による返還命令	1,500円	返還済
西田 己之助	17年度前期分	監査結果による返還命令	35,000円	返還済
	17年度後期分	監査結果による返還命令	30,000円	返還済
濱之上 大成	14年度分	監査結果による返還命令	106円	返還済
築地新 公女	15年度分	報道等により自主的な修正報告	22,761円	返還済
合計			358,754円	

6 監査委員の監査結果に対する市議会の対応について

平成19年3月9日に監査委員から随時監査の結果が報告されたことを受けまして、議長から諮問を受けた議会運営委員会におきまして今後の対応を協議いたしました。

市議会といたしましては今回の監査結果を重く受け止め、このことを「市議会だより」で明らかにし、議会に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく努力していくことが確認されました。

監査委員から阿久根市長あてに返還措置を求める者として5名が指摘され、市長としては3月14日付けで対象者への返還命令を行いました。その結果、5名全員が返還を行い、監査委員から指摘された事項につきましてはすべて完了いたしました。

また、先に報道された的場眞一議員、山下孝男議員につきましても、それぞれ自主的に返納されております。なお、監査委員の事情聴取後、濱之上大成議員から返還の申し出がありましたが、監査の結果を待つて処理すべきであるとし、返還命令によって行ったものであります。

しかしながら、3月16日にさらに築地新公女議員の領収書の改ざんが明るみになり、正副議長等により直ちに本人から事情聴取を行い、その対応のための議会運営委員会も開催されたところであります。

本人は、このことを深く反省し、議会の役職を辞任するとともに、政務調査費の一部を返還いたしました。

政務調査費につきましては、3月1日の本会議におきまして平成19年度分から廃止をするということで決定をいたしました。今後は阿久根市議会議員倫理条例に基づき、議員の政治活動及び職務遂行におきまして廉潔、公正を確保し、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、開かれた民主的市政の発展に向けて邁進してまいります。

今回の政務調査費の件で市民の皆様にご心配と議会への不信感を募らせることになりましたことにつきまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

7 政治倫理に関する意見

第1回定例会初日の2月23日の本会議におきまして、議会運営委員会の榎柑委員長が「政治倫理に関する意見」により、政務調査費問題について市議会としての意見を述べました。以下がその全文です。

政治倫理に関する意見

今般、「阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づく政務調査費の執行について、一部議員の政務調査費収支報告書に添付されていた領収書の偽造と用途不明がマスコミにより報道され、阿久根市議会に対する市民の不信感を募らせたことは誠に遺憾であります。

我々は、このことを厳粛に受け止め、議会制民主主義の健全な発展を図っていくため、議会政治の原点に戻り行動することが必要であります。

本市においては、平成9年9月に「阿久根市議会議員倫理条例」を制定し、その「目的」において、「市政が市民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づき、市議会議員の政治活動及び職務遂行において廉潔、公正を確保するための基本となる事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、併せて市民にも市政に対する認識と自覚を喚起し、もって開かれた民主的市政の発展に寄与することを目的とする。」と規定しており、この目的に沿って各議員が行動することが求められているところであります。

今後、本市議会は、議員がその責務を深く自覚し、政治倫理の確立に全力を傾注すべく、次の事項が遵守されるよう強く望むものであります。

記

- 1 議員は、主権者たる市民の厳粛なる信託により、市民の代表として、市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。
- 2 議員は、常に市民全体の利益を擁護し、かつ行動するものとし、市民が疑念を抱くような行為をしてはならない。
- 3 議員は、政治倫理に関し政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に真実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

お知らせ

◎ 議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧になれます。

※ 議会日より、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二) 〇八一五
FAX (七二) 二〇二九